

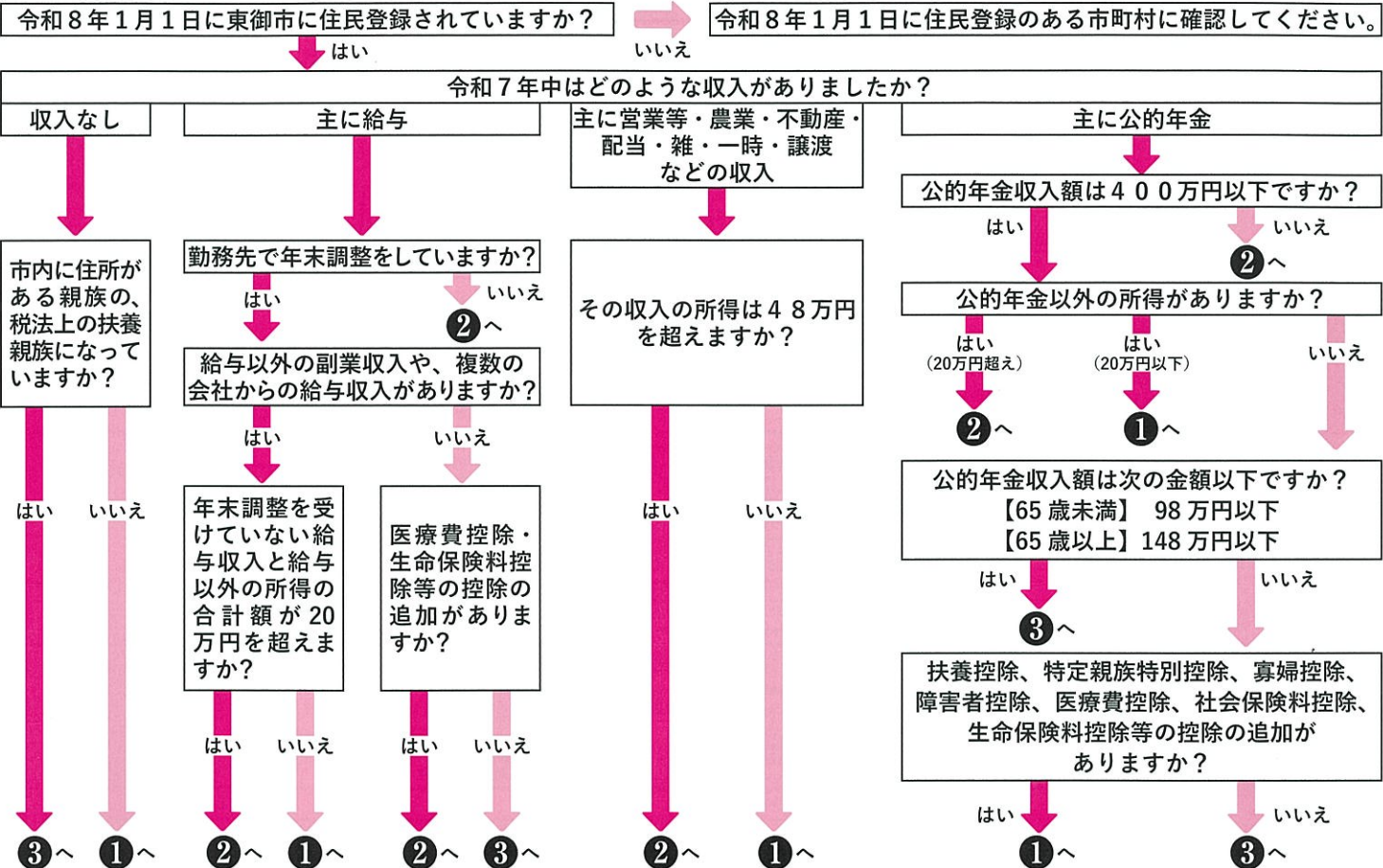
令和 8 年度 市県民税・国民健康保険税の申告について（お知らせ）

この申告は、令和 8 年度市県民税（住民税）・国民健康保険税の課税資料となる他、所得に関する証明の発行、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の算定、各種手当等の基礎資料となる大切なものです。

同封の「令和 8 年度市県民税・国民健康保険税申告書」により、下記期間内に申告されますようお願いいたします。
なお、申告書は 1 戸に 1 部ずつ配布いたします。不足の場合はお手数ですが、税務課住民税係または各地区公民館で用紙をお受け取りください。

○この申告をしなければならない人（下記の判定で①にあたる方）

■申告の簡易判断基準（目安）※個々の状況により申告書提出が必要な場合があります。



		申 告 の 方 法	問い合わせ及び提出先
判 定 結 果	①	市県民税・国民健康保険税申告が必要です。 申告書は市税務課へ提出してください。 ※収入がない方は収入がない旨記載して提出してください。 ※東御市の申告会場でも受付いたします。詳しくは下記をご覧ください。 ※所得税の還付を受ける場合は②となります。	東御市役所税務課住民税係 〒389-0592 東御市 281 番地 2 電話 0268-64-5877
	②	確定申告が必要です。 申告書は <u>e-Tax または郵送等で上田税務署へ提出してください。</u> ※上田税務署で申告相談を受け付けています。詳しくは6ページをご覧ください。 ※上記の申告が困難な場合のみ東御市の申告会場でお受けします。 ※所得控除額が所得金額を上回り、かつ、どの所得からも所得税が源泉徴収されていない場合には①となります。	上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号 電話 0268-22-1234
	③	申告は不要です。	

東御市の申告会場での申告受付について（詳細は 6 ページをご覧ください）

- 期 間 令和 8 年 2 月 16 日（月）から 3 月 16 日（月）まで（土・日・祝日除く）
- 受付時間 午前 8 時 30 分 から午後 3 時 00 分まで ※受付は同一世帯の申告分のみとします。他世帯分の受付はご遠慮ください。
※受付会場の開場は午前 8 時 30 分からです。時間厳守をお願いします。
- 申告時間 午前の部：9 時 00 分～正午まで 午後の部：1 時 00 分～4 時 30 分まで
- 場 所 東御市勤労者会館 2 階大会議室
（2 月 18 日、19 日は北御牧公民館 2 階講堂でも同時開催）

○所得から差し引かれる金額（所得控除）

控除の種類	内 容		控 除 額								
⑩ 雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき ア（損害の金額＋災害関連支出）－保険金等の額）－（総所得金額等の合計×10%） イ 災害関連支出－保険金等の額－5万円 【必要書類】 災害関連支出についての領収書、罹災証明書、盗難証明書など		ア、イのいずれか多い金額								
⑪ 医 療 費 控 除	前年中に本人・生計を一にする配偶者、親族のために支払った医療費（特定一般用医薬品等購入費） ア（支払った医療費－保険等の補てん額）－（総所得金額等の合計×5%または10万円のいずれか少ない額）……最高200万円 イ 特定一般用医薬品等購入費－保険等の補てん額－1万2千円……最高8万8千円		ア、イのいずれか多い金額								
⑫ 社 会 保 険 料 控 除	前年中に支払った健康保険、国民年金、介護保険などの保険料		支払額全額								
⑬ 小 規 模 企 業 共 済 掛 金 控 除	前年中に支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく企業型及び個人型年金加入者掛金がある場合		支払額全額								
⑭ 生 命 保 険 料 控 除	前年中に生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合 ※控除額は下記により計算します。 新契約……平成24年1月1日以後に契約 旧契約……平成23年12月31日以前に契約										
	一般の生命保険料	新契約に係る保険料（合計）	A	円	Aを計算式Ⅰにあてはめて計算した金額	①	円	③	計（①＋②）	(最高28,000円)	円
		旧契約に係る保険料（合計）	B	円	Bを計算式Ⅱにあてはめて計算した金額	②	円	(イ)	②と③のいずれか大きい方の金額		円
		介護医療保険料	C	円				(ロ)	Cを計算式Ⅰにあてはめて計算した金額	(最高28,000円)	円
	個人年金保険料	新契約に係る保険料（合計）	D	円	Dを計算式Ⅰにあてはめて計算した金額	④	円	⑥	計（④＋⑤）	(最高28,000円)	円
		旧契約に係る保険料（合計）	E	円	Eを計算式Ⅱにあてはめて計算した金額	⑤	円	(ハ)	⑤と⑥のいずれか大きい方の金額		円
	計算式Ⅰ（新契約用）……1円未満の端数切り上げ				計算式Ⅱ（旧契約用）……1円未満の端数切り上げ				生命保険料控除額 (イ)＋(ロ)＋(ハ) (最高70,000円) 円		
	A、CまたはDの金額		控除額の計算式		BまたはEの金額		控除額の計算式				
	12,000円まで		A、CまたはDの金額		15,000円まで		BまたはEの金額				
	12,001円から32,000円まで		A、CまたはD×0.5＋6,000円		15,001円から40,000円まで		BまたはE×0.5＋7,500円				
32,001円から56,000円まで		A、CまたはD×0.25＋14,000円		40,001円から70,000円まで		BまたはE×0.25＋17,500円					
56,001円から		一律28,000円		70,001円から		一律35,000円					
⑮ 地 震 保 険 料 控 除	前年中に特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合 ※控除額は下記により計算します。										
	地震保険料（合計）	A	円	旧長期損害保険料（合計）	B	円	地震保険料控除額 C＋D (最高25,000円) 円				
	地震保険料		旧長期損害保険料								
	Aの金額	C 控除額の計算式	Bの金額	D 控除額の計算式							
	50,000円まで	(A×0.5)	5,000円まで	(Bの金額)							
50,001円から	25,000円	5,001円から15,000円まで	(B×0.5＋2,500円)								
				15,001円から		10,000円					
⑯ 寡 婦 控 除	ア 夫と死別した後婚姻していない人で、子も扶養親族もなく、合計所得金額が500万円以下の人					260,000円					
	イ 夫と死別・離婚した後婚姻していない人で、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がいる合計所得金額が500万円以下の人										
⑰ ひ と り 親 控 除	夫・妻と死別・離婚した後婚姻していない人若しくは未婚の人で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる合計所得金額が500万円以下の人					300,000円					
⑱ 勤 労 学 生 控 除	学生で前年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ給与所得以外の所得が10万円以下の人 【必要書類】 在学証明書					260,000円					
⑲ 障 害 者 控 除	精神や身体に障害があり、その障害に該当する手帳等の交付を受けている本人、同一生計配偶者または扶養親族										
	ア 障害者（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級など）					260,000円					
	イ 特別障害者（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など）					300,000円					
	ウ 上記のイにあてはまる扶養親族または同一生計配偶者と自分または自分の配偶者、同一生計親族が同居している人					530,000円					
	【必要書類】 身体障害者手帳等若しくは障害者控除対象者認定書										
⑳ 配 偶 者 控 除	前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合					左記早見表のとおり					
		控除額									
		納税者本人（扶養する人）の合計所得金額									
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下							
	ア 70歳以上（昭和30年1月1日以前生）	380,000円	260,000円	130,000円							
	イ 上記以外の人	330,000円	220,000円	110,000円							

控除の種類	内 容				控 除 額	
㉑ 配 偶 者 特 別 控 除	前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が下記の「配偶者特別控除早見表」に当てはまる場合（専従者は除く）				左記早見表 のとおり	
	配偶者の合計所得金額	控除額				
		納税者本人（扶養する人）の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下		
	580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円		
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円		
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円		
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円		
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円		
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円		
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円		
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円			
1,330,001円～	0円	0円	0円			
㉒ 扶 養 控 除	配偶者を除いた生計を一にする親族で前年中の合計所得が58万円以下で16歳以上の人（専従者は除く）					
	ア 特定扶養親族	（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）			450,000円	
	イ 老人扶養親族	（昭和31年1月1日以前生まれ）			380,000円	
	ウ 同居老親等扶養親族	イのうち自分または配偶者の直系尊属で同居している人			450,000円	
	エ 上記以外の控除対象扶養親族	（平成22年1月1日以前生まれ）			330,000円	
	※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以降生まれ）は、扶養控除は適用されませんが、住民税の非課税判定上必要なため、記入が必要です					
	※同居・別居のいずれかにチェックをいれてください。別居の場合は裏面に住所等を記入してください。 ※国外居住扶養親族にかかる扶養控除等の適用を受ける方は、親族関係書類および送金関係書類の添付または提示が必要です。また、国外居住親族が30歳以上70歳未満の場合は、上記書類に加えて、次のいずれかの確認書類の添付または提示が必要になります。（これらの書類が外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要です）。①留学ビザ等書類②障害者手帳③前年中に38万円以上の支払いを受けている送金書類					
㉓ 特定親族特別控除	令和7年度税改正により、新設されました。居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者としての給与支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の方が該当になります。	合計所得が58万円超95万円以下			450,000円	
		合計所得が95万円超100万円以下			410,000円	
		合計所得が100万円超105万円以下			310,000円	
		合計所得が105万円超110万円以下			210,000円	
		合計所得が110万円超115万円以下			110,000円	
		合計所得が115万円超120万円以下			60,000円	
		合計所得が120万円超123万円以下			30,000円	
㉔ 基 礎 控 除	誰もが受けることのできる控除ですが、合計所得の金額によって控除額が変わります。	合計所得が2,400万円以下			430,000円	
		合計所得が2,400万円超2,450万円以下			290,000円	
		合計所得が2,450万円超2,500万円以下			150,000円	
		合計所得が2,500万円超			0円	
㉕ 合 計	上記⑩～㉔までの金額の合計額を記入して下さい。					

◎寄附金税額控除…長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、都道府県及び市区町村（ふるさと納税含む）、長野県県税条例や東御市税条例で指定された団体へ寄附をした場合に対象となります。

○介護保険の要介護認定を受けている方へ

①介護保険の要介護認定者の障害者控除について

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護認定を受けている方で、要件を満たす方は障害者控除の対象となります。要介護認定者（またはその扶養者）の申請に基づき、対象となる場合は福祉課にて「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、申告時に添付してください。

②おむつに係る費用の医療費控除について

介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつに係る費用の医療費控除を受ける方は、要介護認定者（またはその扶養者）の申請に基づき、審査の上、対象となる場合は福祉課にて「確認書」を交付しますので、申告時に添付してください。

・①②とも審査・確認の結果、対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・要件等の詳細については、高齢者福祉係までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉市総合福祉センター内 高齢者福祉係（TEL 0268-75-5090）

申告会場案内図



○申告会場の階段以外に
市役所本館のエレベーターで
会場にお越しいただけます。

【記載例】

令和8年度 市県民税 申告書
(令和7年分所得) 国民健康保険税

表

現住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。

税申告用のハガキが届いている方は、転記してください。

東御市長殿	現住所 1月1日現在の住所 東御市 281番地2	業種又は職業 農業
提出年月日 年 月 日	フリガナ 氏名 東御 太郎	電話番号 62-1111
年 月 日	生年月日 平成 47・10・3	個人番号
	氏名 東御 太郎	続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除の事由	控除の金額	控除を受けた資産の種類
① 雑損控除	損害の事由 損害の金額	保険金などで補填される金額 差引損失のうち災害関連支出の金額	
② 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	
③ 社会保険料控除	社会保険の種類 国民健康保険 国民年金 介護保険 合 計	支払った保険料 100,000 353,140 23,000 476,140	
④ 生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計 旧介護医療保険料の計	
⑤ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑥～⑩ 雑損控除 ⑪ ひとり親控除 ⑫ 障害者控除 ⑬ 障害者控除 ⑭ 障害者控除 ⑮ 障害者控除	⑥ 寡婦控除 ⑦ ひとり親控除 ⑧ 障害者控除 ⑨ 障害者控除 ⑩ 障害者控除	⑥ 寡婦控除 ⑦ ひとり親控除 ⑧ 障害者控除 ⑨ 障害者控除 ⑩ 障害者控除	
⑯ 障害者控除	障害者の氏名 東御 秋江	障害の程度 身体障害 2 級	
⑰ 障害者控除	障害者の氏名 東御 花子	障害の程度 身体障害 2 級	
⑱ 障害者控除	障害者の氏名 東御 千春	障害の程度 身体障害 2 級	
⑲ 障害者控除	障害者の氏名 東御 冬莉	障害の程度 身体障害 2 級	
⑳ 障害者控除	障害者の氏名 東御 秋江	障害の程度 身体障害 2 級	
㉑ 障害者控除	障害者の氏名 東御 夏雄	障害の程度 身体障害 2 級	

所得の種類	所得の金額	所得の金額
1 事業所得	2,360,000	
2 不動産所得	100,000	
3 雑所得		
4 所得		
5 所得		
6 所得		
7 所得		
8 所得		
9 所得		
10 所得		
11 所得		
12 所得		
13 所得		
14 所得		
15 所得		
16 所得		
17 所得		
18 所得		
19 所得		
20 所得		
21 所得		
22 所得		
23 所得		
24 所得		
25 所得		

税申告用のハガキは申告に必要です！
大切に保管してください。

令和7年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料ならびに介護保険料を、納められた方に、納付額を記載した「納付済額通知書」を1月下旬に送付します。

特別徴収（年金からのお支払い）で納めておられる方の納付額については、「公的年金等の源泉徴収票」にも記載されています。二重には控除できませんので、ご注意ください。

なお、特別徴収で納めておられる方については、本人の申告のみ控除できます。配偶者や扶養親族の特別徴収分は控除できませんので、ご注意下さい。

扶養親族は、所得が58万円を超えていないこと、他の方の扶養親族として申告していないことを確認してください。

なお、別居の扶養親族の場合は、裏面「12」へ氏名と住所を記入してください。

氏名	住所	氏名	住所

氏名	住所	氏名	住所
東御 夏雄	東御市 281番地2	東御 千春	東御市 281番地2
東御 冬莉	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 花子	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 千春	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 冬莉	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 秋江	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 秋江	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 秋江	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 秋江	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2
東御 秋江	東御市 281番地2	東御 秋江	東御市 281番地2

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法
☐ 給与から差引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

申告書の提出期限は、3月16日です。※裏面にも記入欄があります。

○令和7年中に収入がなかった人の申告

所得が0円であった申告をしてください。申告がない時は、所得証明書の発行や、各種保険料の算定、手当て等の申請ができない場合がありますので、ご注意下さい。

【記入方法】

1 「2 所得金額」の合計⑨欄へ「0」と記入してください。

2 住民税申告書表面の「収入がなかった人の記入欄」へ前年中の生活状況を記入してください。

・どなたかの扶養であった場合

「1 番」に○印をして住所、氏名欄へ扶養者の住所、氏名をご記入ください。

・非課税収入等で生活していた場合

「2 番」に○印をして該当部分にも○印をしてください。

なお、その他の場合は、具体的にその生活状況を記入してください。

収入がなかった人の記入欄

該当番号に○印をして必要事項を記入してください。

① 私は次の者の扶養であった。（仕送りを受けていた。）

住所 上田市大手一丁目 11 番 16 号

氏名 上 田 太 郎

② 次の非課税収入で生活していた。該当箇所○印をしてください。

遺族年金・公務扶助・傷病手当・障害年金・児童扶養手当・雇用保険・預金取りくずし
その他（ ）

○申告書記入上の注意

- 1 現住所と令和8年1月1日現在の住所がちがう場合は、どちらの住所も記入してください。
- 2 生年月日は、課税の判定を行うのに重要ですので正確に記入してください。
- 3 職業・勤務先は、具体的に記入してください。
- 4 電話番号は必ず記入してください。

○所得の種類

各所得のカタカナ / 丸数字は、申告書に対応しています。「1 収入金額等」及び「2 所得金額」へ記入してください。

種 類	内 容		計算方法																																																						
ア / ① 営業等	製造業、飲食業、サービス業などの営業から生じる所得、医師、外交員、大工などの事業から生じる所得です。		※収入と経費が分かる収支内訳書 を作成し、提出してください。																																																						
イ / ② 農 業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。																																																								
ウ / ③ 不動産	地代、家賃、駐車場の貸付による所得です。																																																								
エ / ④ 利 子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得です。 ※一般的に利子所得は、源泉分離課税のため、申告の必要はありません。		収入金額 = 利子所得																																																						
オ / ⑤ 配 当	株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。		収入金額 - 負債の利子																																																						
カ / ⑥ 給 与	俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。給与所得は下記の表から求めることができます。																																																								
	給与等の収入額 A 円																																																								
	<table><tr><th>A の金額</th><th>給与所得金額</th><th>A の金額</th><th>給与所得金額</th></tr><tr><td>550,999 円まで</td><td>0 円</td><td>1,628,000 円から 1,799,999 円まで</td><td rowspan="3">A ÷ 4 = B (千円未満切り捨て) B ,000 円</td></tr><tr><td>551,000 円から 1,618,999 円まで</td><td>(A-550,000 円) 円</td><td>1,800,000 円から 3,599,999 円まで</td></tr><tr><td>1,619,000 円から 1,619,999 円まで</td><td>1,069,000 円</td><td>3,600,000 円から 6,599,999 円まで</td></tr><tr><td>1,620,000 円から 1,621,999 円まで</td><td>1,070,000 円</td><td>6,600,000 円から 8,499,999 円まで</td><td>(A × 0.9-1,100,000 円)</td><td>円</td></tr><tr><td>1,622,000 円から 1,623,999 円まで</td><td>1,072,000 円</td><td>8,500,000 円</td><td>6,550,000 円</td><td></td></tr><tr><td>1,624,000 円から 1,627,999 円まで</td><td>1,074,000 円</td><td>8,500,001 円</td><td>(A-1,950,000 円 - 所得金額調整控除①)</td><td>円</td></tr></table>			A の金額	給与所得金額	A の金額	給与所得金額	550,999 円まで	0 円	1,628,000 円から 1,799,999 円まで	A ÷ 4 = B (千円未満切り捨て) B ,000 円	551,000 円から 1,618,999 円まで	(A-550,000 円) 円	1,800,000 円から 3,599,999 円まで	1,619,000 円から 1,619,999 円まで	1,069,000 円	3,600,000 円から 6,599,999 円まで	1,620,000 円から 1,621,999 円まで	1,070,000 円	6,600,000 円から 8,499,999 円まで	(A × 0.9-1,100,000 円)	円	1,622,000 円から 1,623,999 円まで	1,072,000 円	8,500,000 円	6,550,000 円		1,624,000 円から 1,627,999 円まで	1,074,000 円	8,500,001 円	(A-1,950,000 円 - 所得金額調整控除①)	円																									
	A の金額	給与所得金額	A の金額	給与所得金額																																																					
	550,999 円まで	0 円	1,628,000 円から 1,799,999 円まで	A ÷ 4 = B (千円未満切り捨て) B ,000 円																																																					
	551,000 円から 1,618,999 円まで	(A-550,000 円) 円	1,800,000 円から 3,599,999 円まで																																																						
	1,619,000 円から 1,619,999 円まで	1,069,000 円	3,600,000 円から 6,599,999 円まで																																																						
	1,620,000 円から 1,621,999 円まで	1,070,000 円	6,600,000 円から 8,499,999 円まで	(A × 0.9-1,100,000 円)	円																																																				
	1,622,000 円から 1,623,999 円まで	1,072,000 円	8,500,000 円	6,550,000 円																																																					
	1,624,000 円から 1,627,999 円まで	1,074,000 円	8,500,001 円	(A-1,950,000 円 - 所得金額調整控除①)	円																																																				
所得金額調整控除①																																																									
対象者	年収が850万円超で、次の①～④のどれか一つでも該当する方 ①自分が特別障害者 ②23歳未満の扶養親族がいる ③特別障害者である同一生計配偶者がいる ④特別障害者である扶養親族がいる	控除額	(A - 850万円) × 10% (最大15万円)																																																						
※カとキの両方の所得のある方	所得金額調整控除② カ・給与とキ・年金の両方の所得がある方は、次の計算式で算出した金額（最大10万円）を給与所得から控除します。 カ・給与所得金額 + キ・公的年金等の所得金額 - 10万円 ※カ・キが10万円を超える場合は、10万円で計算する。																																																								
キ / ⑦ 年 金	国民年金、厚生年金、共済年金など公的年金による所得です。公的年金等の雑所得は下記の表から求めることができます。 ※遺族年金や障害年金は課税されませんので、加算の必要はありません。																																																								
	公的年金等の収入額 A 円																																																								
	<table><tr><th rowspan="2">A の金額</th><th colspan="3">昭和36年1月2日以後に生まれたかた (65歳未満)</th><th rowspan="2">A の金額</th><th colspan="3">昭和36年1月1日以前に生まれたかた (65歳以上)</th></tr><tr><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td>1,299,999 円まで</td><td>A - 600,000 円</td><td>A - 500,000 円</td><td>A - 400,000 円</td><td>3,299,999 円まで</td><td>A - 1,100,000 円</td><td>A - 1,000,000 円</td><td>A - 900,000 円</td></tr><tr><td>1,300,000 円から 4,099,999 円まで</td><td>A × 0.75 - 275,000 円</td><td>A × 0.75 - 175,000 円</td><td>A × 0.75 - 75,000 円</td><td>3,300,000 円から 4,099,999 円まで</td><td>A × 0.75 - 275,000 円</td><td>A × 0.75 - 175,000 円</td><td>A × 0.75 - 75,000 円</td></tr><tr><td>4,100,000 円から 7,699,999 円まで</td><td>A × 0.85 - 685,000 円</td><td>A × 0.85 - 585,000 円</td><td>A × 0.85 - 485,000 円</td><td>4,100,000 円から 7,699,999 円まで</td><td>A × 0.85 - 685,000 円</td><td>A × 0.85 - 585,000 円</td><td>A × 0.85 - 485,000 円</td></tr><tr><td>7,700,000 円から 9,999,999 円まで</td><td>A × 0.95 - 1,455,000 円</td><td>A × 0.95 - 1,355,000 円</td><td>A × 0.95 - 1,255,000 円</td><td>7,700,000 円から 9,999,999 円まで</td><td>A × 0.95 - 1,455,000 円</td><td>A × 0.95 - 1,355,000 円</td><td>A × 0.95 - 1,255,000 円</td></tr><tr><td>10,000,000 円から</td><td>A - 1,955,000 円</td><td>A - 1,855,000 円</td><td>A - 1,755,000 円</td><td>10,000,000 円から</td><td>A - 1,955,000 円</td><td>A - 1,855,000 円</td><td>A - 1,755,000 円</td></tr></table>			A の金額	昭和36年1月2日以後に生まれたかた (65歳未満)			A の金額	昭和36年1月1日以前に生まれたかた (65歳以上)			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	1,299,999 円まで	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円	3,299,999 円まで	A - 1,100,000 円	A - 1,000,000 円	A - 900,000 円	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円	10,000,000 円から	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円	10,000,000 円から	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円
	A の金額	昭和36年1月2日以後に生まれたかた (65歳未満)			A の金額	昭和36年1月1日以前に生まれたかた (65歳以上)																																																			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																	
	1,299,999 円まで	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円	3,299,999 円まで	A - 1,100,000 円	A - 1,000,000 円	A - 900,000 円																																																	
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円																																																	
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円																																																	
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円																																																	
	10,000,000 円から	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円	10,000,000 円から	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円																																																	
ク / ⑦ 業 務	事業によらない原稿料・講演料・シルバー人材センターからの報酬などによる所得です。		収入金額 - 必要経費																																																						
ケ / ⑦ その他	互助年金や生命保険契約に基づく年金などによる所得です。		収入金額 - 必要経費																																																						
コ / ⑧ 短 期	取得から譲渡の日までの所有期間が5年以下の機械・車両・会員権などの譲渡による所得です。		収入金額 - 必要経費 - 特別控除額																																																						
サ / ⑧ 長 期	取得から譲渡の日までの所有期間が5年を超える機械・車両・会員権などの譲渡による所得です。																																																								
シ / ⑧ 一 時	賞金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得です。		(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2																																																						
⑨ 合 計	上記①～⑧までの金額の合計額を記入してください。																																																								

受付できない申告内容

1 ページの①②に当てはまった方でも、以下の内容は東御市の会場では受付できませんので、上田税務署へお願いします。

- (1) 住宅ローン控除 1 年目の申告 (2) 令和 7 年分よりも前の年分の確定申告 (3) 青色申告
- (4) 死亡者の確定申告 (5) 外国税額控除の申告 (6) 雑損控除の申告
- (7) 山林所得、土地（東御市へ売却したものを除く）・建物や株式等の譲渡所得、先物取引所得、暗号資産に係る雑所得の申告 (8) 特定支出控除の申告 (9) 肉用牛の特例の申告 (10) その他高度な判断を要する申告

申告の際、お持ちいただくもの

- 1 令和 7 年中の所得がわかるもの
 - ・給与所得・公的年金・報酬等の源泉徴収票
(紛失した場合は、勤務先等の発行元に再発行を依頼してください。)
 - ※源泉徴収票がない場合は、毎月の給与明細のコピーを提出してください。
 - ・営業、農業、不動産所得の人は収支内訳書(事前に収入・支出を計算してください。)
 - ・雑所得のある人は、収入額を証明するもの(支払調書等)及び必要経費のわかるもの
- 2 所得等控除に必要なもの
 - ・医療費控除を受ける人は、事前に医療を受けた人ごとに医療費を集計したもの
 - ・社会保険料の領収書または支払いを確認できるもの
(市から届く「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付済額通知書」の青色ハガキ)
 - ・国民年金加入者は、国民年金保険料控除証明書
⇒【お問い合わせ先：小諸年金事務所 TEL0267-22-1080】
 - ・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書
- 3 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証や保険証)」

申告にあたっての注意事項

申告会場は大変混み合います。長時間お待ちいただくこともあります。ご了承ください。

確定申告の方は、原則 e-Tax もしくは上田税務署での申告をお願いいたします。

■ e-Tax での申告

スマートフォン・マイナンバーカードをお持ちの方は、右の二次元コードから e-Tax での申告が可能です。お待ちいただく必要がなく、自宅から申告できます。所得税の還付申告は 1 月 5 日から申告できます。



e-Tax はこちらから↑

■ 上田税務署での申告相談

期 間 2 月 1 6 日 (月) ～ 3 月 1 6 日 (月) (土・日・祝日除く)

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分 (相談開始 午前 9 時 00 分から)

確定申告会場の入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券配布方法①当日会場で配布

②国税庁 LINE 公式アカウントから事前発行



国税庁LINE公式アカウント

農業、営業収支内訳書、医療費の集計は必ず計算、作成した上で、会場へお越しください。
収支内訳書や計算明細書の作成がない場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

2 ページの医療費控除のうち、イの申告をされる場合は、一定の取組(人間ドックや検診等)を受けた証明の写しを必ずご持参ください。

市県民税・国民健康保険税申告に関するお問い合わせ
東御市役所税務課住民税係 電話 0268-64-5877

確定申告・e-Tax・還付申告に関するお問い合わせ
上田税務署 電話 0268-22-1234

令和 8 年度 市県民税・国民健康保険税の申告について（お知らせ）は本紙のとおり訂正があります。

2 ページ ○所得から差し引かれる金額（所得控除）

控除の種類	改正前	改正後	引き上げ額
⑱ 勤労学生控除	750,000円	850,000円	100,000円

5 ページ中段 ○所得の種類 カ/⑥ 給与欄の給与所得

給与等の収入金額	改正前給与所得控除額	改正後給与所得控除額	引き上げ額
1,625,000円以下	550,000円	650,000円	100,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	給与等の収入金額 × 40% - 100,000円		100,000円 ～ 30,000円
1,800,000円超 1,900,000円以下	給与等の収入金額 × 30% + 80,000円		30,000円 ～ 0円
1,900,000円超 3,600,000円以下		給与等の収入金額 × 30% + 80,000円	改正なし (0円)
3,600,000円超 6,600,000円以下	給与等の収入金額 × 20% + 440,000円	給与等の収入金額 × 20% + 440,000円	
6,600,000円超 8,500,000円以下	給与等の収入金額 × 10% + 1,100,000円	給与等の収入金額 × 10% + 1,100,000円	
8,500,000円超	1,950,000円（上限）	1,950,000円（上限）	